

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例

昭和58年4月1日
組合条例第27号

改正 平成17年3月18日特養組合条例第64号

(設置の目的)

第1条 組合財政を調整する資金にあてるため、財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、歳計余剰金の範囲内において、管理者が適当と認めた額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処分)

第4条 基金の運用から生ずる収益は予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則 (昭和58年4月1日組合条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日組合条例第64号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。